

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	1,050 株	1 個	105 株	1 個	なし
例③	1,003 株	1 個	100 株	1 個	0.3 株
例④	800 株	なし	80 株	なし	なし
例⑤	147 株	なし	14 株	なし	0.7 株
例⑥	5 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式(例②は 5 株、例④は 80 株、例⑤は 14 株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は 2017 年 11 月下旬ごろにお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様(例⑥)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株当たりの資産価値は 10 倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前と変わりません。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください

次のとおり予定しております。

2017 年 4 月 21 日	取締役会決議日
2017 年 6 月 27 日 (予定)	定時株主総会決議日
2017 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での最終売買日
2017 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
2017 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
2017 年 11 月下旬 (予定)	端数株式処分代金のお支払い

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話:0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間:平日 9 時~17 時(土・日・祝日等を除く)

以上